

三原村ホームページリニューアル及びCMS導入委託業務仕様書

1 概要

(1) 方針

本業務は、三原村公式ホームページ（以下「ホームページ」）を、閲覧者にとって魅力ある特性が表現され、かつ、情報提供の場として利用しやすいものにするとともに、担当者によるコンテンツの作成及び更新の容易性を向上させるために行うものであり、アクセシビリティへの対応は JIS X8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の達成等級 AA を目標とするなど情報提供機能の充実を高めることを目的とする。

また、ホームページの更新に当たっては、担当者の負荷を極力増やさないことが最重点項目であり、作成、承認、公開などのワークフローシステムや公開日時管理等を整備することで、業務の正確性を向上させることを目的とする。

以上を実現するためには、ホームページを運営管理するコンテンツ・マネジメント・システム（以下「CMS」）が不可欠であり、優れたCMSを採用したうえで、ホームページの作成業務を執り行うものとする。

(2) 業務概要

この業務は、ホームページの新規デザイン作成、CMSの構築及び導入教育、ホームページの管理基準及び運用マニュアルの作成など、ホームページの作成業務に伴う総合的なコンサルティングを委託するものであり、CMS導入に伴う管理環境（以下「WEBサーバ」）の設定及び維持管理なども含まれる。

(3) 対象・対象外ホームページ

対象ホームページ（120ページ程度を予定）

三原村公式 HP (<http://www.vill.mihara.kochi.jp/>)

観光・物産品情報 (<https://mihara.gonna.jp/kankou/>)

移住情報 (<https://mihara.gonna.jp/iju>)

三原村教育委員会 HP（新規作成）

対象外ホームページ

三原村例規集 (<http://srb.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJLogin.jsf>)

※現行ホームページのデータについては、本村と協議の上、リニューアル後のサイト構成に合わせて漏れなく移行すること。

※ただし、三原村公式 HP 以外はCMSでは管理せず、現在データのまま移行するページがある可能性もあるため、CMSでの管理コンテンツ用とは別にウェブサーバの容量を1GB程度確保すること。

(4) 業務工程

各担当者の職務を妨げる事のない円滑な資料授受や打ち合わせを行うために、業務工程表を提出すること。なお、CMS導入によるホームページ作成後の開設予定は、令和7

年4月1日を予定している。

(5) 開発及び連絡体制

本業務を遂行するにあたり、想定される開発及び連絡体制表を提出すること。

(6) 導入実績

過去5カ年に市町村のホームページで稼働実績のあるCMSであること。また、導入実績を提出すること。

2 デザイン

(1) トップページ

あらゆる閲覧者に共通する情報検索方法は、キーワードによる検索と考えている。閲覧者にとってのユニバーサルデザインをベースにし、「三原村」をアピールできるデザインを提案すること。なお、デザイン詳細は打ち合わせのうえ決定する。

(ア) ホームページの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮すること。

(イ) ホームページとして、標準化・統一化されたデザインとすること。

(ウ) 本村の地域特性などを反映した「三原村らしさ」が伝わるデザインとすること。

(エ) 災害時にスムーズな情報提供を可能にするため、災害専用トップページを作成すること。

(2) 基本デザインの作成

トップページにあわせたカテゴリ別のページデザインを作成すること。ページに必要な要件は、タイトル情報、ナビゲーション(階層リンク)、連絡先を付与すること。デザイン・詳細は打ち合わせのうえ決定する。

(3) 特別なページデザインの作成

特にデザインの独自性が求められるコンテンツに関しては、主要ページとは異なるデザインテンプレートを作成すること。なお、詳細は打ち合わせのうえ決定する。

- ・ 三原村観光・物産品情報サイト
- ・ 三原村移住情報サイト
- ・ 三原村教育委員会 HP (新規作成)

(4) アクセシビリティ

デザインについて、年齢や身体的条件にかかわらず、全ての人がホームページで提供されている情報にアクセスし、利用できるようにすること。また、目的の情報の探しやすさを、考慮すること。

3 システム仕様 (システム構成・条件等)

(1) CMS機能概要

ア システム構成

CMSは、インターネット接続したPCクライアントによりWindows上のWEBブラウザ（Microsoft Edge、Chrome）で担当者が作成、更新、管理業務が行えることとし、登録担当者の増減によるライセンスの増減及びライセンス料が発生しないこと。なお、CMSを使用する担当者数は、当初35人（別途7人程度の承認者及び1人の管理者）を想定している。

使用するWEBサーバのハードディスク容量については提案するシステムの安定的な稼動のために適切な容量を確保すること。

イ データ形式

コンテンツのレイアウト、デザイン等に関しては、tableレイアウトを使用せず、データとデザインが分離した適切なCSSを適用すること。

ウ 稼動時間及びデータ保存

導入後のCMS及びこれにより構築されたホームページ全体については、原則として24時間、365日の稼動を可能とすること。

また、CMSにより構築されたホームページ全体のデータは定期的に保存を行うこと。

エ 契約不適合責任

成果物に瑕疵があるときは、本村が、納入業者に対して、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求できるものとする。

ただし、成果物の瑕疵が本村の作成及び更新業務により生じた場合は、この限りではない。

また、障害が発生した時点において、納入業者は修復できるものについては電話で一次対応し、プログラム上の不具合に関しては、内容を説明し、迅速に修正対応すること。

また、軽微なものに関しても、メール、電話にて問い合わせに対応すること。

オ 機能の概要及び優位性

構築するCMSの機能の概要及び優位性について、提案すること。また、別紙機能要件一覧表で対象とならない機能については、カスタマイズを可とする。

カ JIS X8341-3 の準拠

準拠の範囲は下記のとおりとする。

[目標とする達成等級]

等級 AA

[対象範囲]

対象は、作成する全てのページとする。なお、PDFファイル及び既存動画ファイルについては対象外とする。

キ 緊急時の操作性

災害時において、緊急情報を発信できるページに簡単に切り替える機能を有すること。

ク 管理・承認機能について

作成したページを承認し、公開する機能を有すること。また、簡単な操作で承認・公開ができること。

(2) 拡張性

CMS 本体には実装されていない動的コンテンツ・機能（サードパーティ製のものも含む）については、新たにアドオンして組み込める等の拡張性を可能な限り有すること。

(3) 設置環境

構築するCMSは、高知県セキュリティクラウドを使用することとし、ウィルス対策等セキュリティ対策を万全に行うこと。

(4) 機密性及び完全性の確保（セキュリティ）

CMSの管理環境及びCMSにより公開された全てのページ（ホームページ全体）は、機密性及び完全性を確保すること。

機密性の確保とは、CMSの管理環境に対して、認可された者のみが確実に接続（以下「アクセス」）のできるつくりであり、不正アクセスから保護することをいう。

完全性の確保とは、情報及び処理方法が正確及び完全であり、改ざんや間違いから保護することをいう。なお、担当者が作成したコンテンツを更新するに当たっては、セキュリティ向上のためFTPポート等の画面を見せないような設定をすること。また、オープンソースのCMSは対象外とする。

CMSはJVN(Japan Vulnerability Notes)にて、過去5年以内に脆弱性の報告がされていないものを使用すること。

(5) CMS機能要件一覧

CMS要望機能については、別紙機能要件一覧のとおりとする。

(6) ドメイン、サーバ証明書

ホームページのドメインは、現行の vill.mihara.kochi.jp を利用するものとする。

ドメインの管理は本村で行い、公開時にDNSの変更を本村にて行う。

サーバ証明書は、受注者にて準備すること。

4 運用保守業務

(1) 管理基準及び運用マニュアルの作成及び操作研修

管理基準及び運用マニュアルについて、詳細は打ち合わせの上決めるものとする。

なお、操作研修については、導入時及び毎年度当初、新たにホームページ更新を担当することになる職員に対し、操作研修を行うこと。また、ホームページ管理者向けの研修も行うこと。

導入時研修は、40名程度を3回程度に分け2時間ほどを想定している。

(2) 障害対応

障害等に関する緊急連絡体制を確保し、障害時は、原因の切り分けを行い、速やかに障害に対応すること。

(3) コンサルティング

最新のWEB技術に関する提案、助言、WEBアクセシビリティ基準に沿った担当者へのリテラシー教育など、積極的なコンサルティング業務を行うこと。

また、SNSへの対応などの新しい情報提供への対応運用に関して、適切なアドバイスを行うこと。

(4) 運用支援

システムの機能、操作、仕様などの技術的相談やシステム運用に関する相談については、本村は、窓口を一本化し、電子メールでお問い合わせし、それに対応すること。

5 追加提案

仕様書に記載はないが、ホームページ運営にあたり有益な情報がある場合、提案すること。

6 業務委託期間

契約の日から令和7年3月31日

(ただし、令和7年3月1日から3月31日までは試験運用期間とし、リニューアル後のホームページの公開は、令和7年4月1日とする)

7 構築委託費用・運用支援費用

(1) 構築委託費用

ホームページの新規デザイン作成、CMSの構築及び導入教育、既存ホームページのデータ移行作業、ホームページの管理基準及び運用マニュアルの作成など、本業務に係る一切の費用を契約金額の範囲内で請け負うものとする。

(2) 運用支援費用

令和7年度以降の単年度のハードウェア、ソフトウェアなどシステム保守にかかわるすべての費用の合計を記載すること。なお、保守費用については、2年目以降も特別な理由がない限り、増額は認めない。

また、高知県セキュリティクラウドにかかる費用については、本村が手配いたします。

8 使用权の帰属

作成されたホームページの使用权は、全て本村に帰属すること。ただし、受託業者が開発したプログラム等がある場合は、その著作は受託業者に留保する。

9 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本村の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本村は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

【問い合わせ先】

三原村役場 総務課

〒787-0892 高知県幡多郡三原村来栖野 346

TEL 0880-46-2111

Fax 0880-46-2114

Mail soumu@vill.mihara.lg.jp